

津山市阿波こぶしアリーナ条例抜粋

(使用の許可)

第6条 アリーナを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、アリーナの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) アリーナの施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、アリーナの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める額を使用料として納付しなければならない。

2 前項の使用料は、アリーナの使用日までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

別表第1（第7条関係）

区分		金額 (1時間まで)	1時間を超える場合の加算額 (30分につき)
アリーナ	全面	360円	180円
	半面	180円	90円
ステージ		100円	50円
放送室		180円	90円
指導員室		180円	90円
アリーナ 照明施設	水銀灯（全面）	400円	200円
	水銀灯（半面）	200円	100円
	白熱灯（全面）	200円	100円
ステージ照明施設		400円	200円

備考

- 1 1時間を超える場合の30分未満の端数は、30分とみなす。
- 2 営利又は宣伝を目的とした催物で使用する場合の使用料は、別表第1の規定により算定した額の2倍の額とする。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料は、最高入場料金の30人分に相当する額を別表第1の規定により算定した額に加算して得た額とする。